

一般構造 (出題年度別)

出題概要

・No5は、一般構造に関連する出題が多い

- ・法28条（居室の採光及び換気） 法29条（地階における住宅等の居室）
法30条（長屋又は共同住宅の各戸の界壁） 法37条（建築材料の品質）

第2章 一般構造

第1節 採光に必要な開口部

令19条（居室の採光）

令20条（有効面積の算定方法）

第1節の2 開口部の少ない建築物の換気設備

令20条の2（換気設備の技術的基準）

令20条の3（火を使用する室に設けなければならない換気設備等）

第1節の3 石綿その他物質の発散又は発散に対する衛生上の措置

令20条の7（居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準）

令20条の8（居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準）

第2節 居室の天井高さ、床の高さ及び防湿方法

令21条（居室の天井の高さ）

令22条（居室の床の高さ及び防湿方法）

第2節の2 地階における住宅等の居室の防湿の措置等

令22条の2（地階における住宅等の居室の技術的基準）

第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等

令22条の3

第3節 階段

令23条（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）

令24条（踊場の位置及び踏幅）

令25条（階段等の手すり等）

令26条（階段に代わる傾斜路）

令27条（特殊の用途に専用する階段）

〔No. 5〕 イ～ニの記述について、建築基準法上、正しいもののみの組合せは、次のうちどれか。

イ. 劇場における昇降機機械室用階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ23cm及び15cmとすることができる。

→ 令23条（階段の幅、蹴上、踏面の寸法） 令27条（特殊の用途に専用する階段）

令129条の9（エレベーターの機械室）五号（令和1年）

ロ. 高等学校における職員室には、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。

→ 法28条（居室の採光及び換気）令19条（居室の採光）2項（平成27年）

ハ. 住宅の居室で地階に設けるものは、所定の基準によりからぼりに面する一定の開口部を設け、かつ、居室内の湿度を調節する設備を設けなければならない。

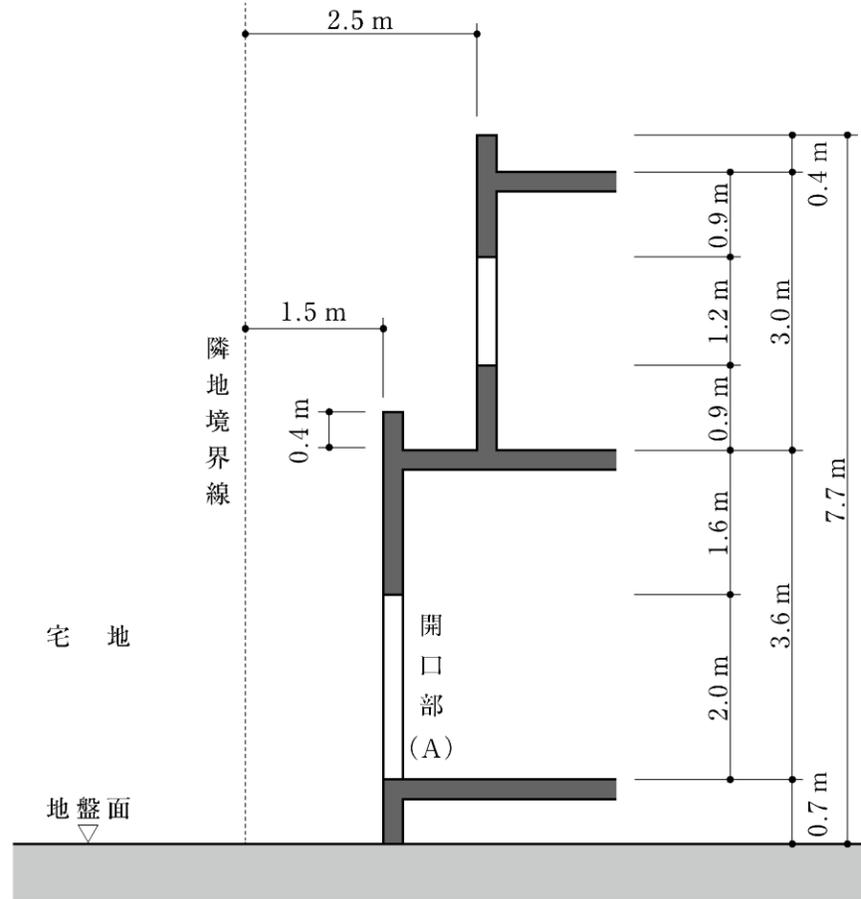
→ 法29条（地階における住宅等の居室）令22条の2（地階における住宅等の居室の技術的基準）一号（平成29年）

ニ. 準工業地域内の有料老人ホームの入所者の使用する寝室（天窗を有しないもの）で、外側に幅1mの縁側（ぬれ縁を除く。）を有する開口部（道に面しないもの）の採光補正係数は、水平距離が6mであり、かつ、採光関係比率が0.24である場合においては、0.7とする。

→ 法28条（居室の採光及び換気）令20条（有効面積の算定）2項（採光補正係数）二号 ロ（令和5年,1年,平成27年）

1. イとロ 2. イとニ 3. ロとハ 4. ハとニ

[No. 5] 第一種住居地域において、図のような断面を有する住宅の1階の居室に設ける開口部(A)の採光に有効な部分の面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、開口部(A)の幅は2.0 mとし、図に記載されていないことについては考慮しないものとする。 1. 4.0 m² 2. 4.4 m² 3. 6.4 m² 4. 12.0 m²



〔No. 5〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の構造耐力上主要な部分に木材、コンクリート等の指定建築材料を用いる場合には、その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格若しくは日本農林規格に適合するもの、又は指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上若しくは衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
2. 直上階の居室の床面積の合計が 300 m² である児童福祉施設の地上階に設ける階段に代わる傾斜路で、両側に側壁を設けるものにおいて、側壁の一方に幅 15 cm の手すりを設けた場合、側壁間の距離は 125 cm 以上としなければならない。
3. 居室の内装の仕上げに第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、原則として、当該材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積については、当該居室の床面積を超えないようにしなければならない。
4. 老人福祉施設における防火上主要な間仕切壁で、小屋裏又は天井裏に達する準耐火構造としたものは、125 Hz、500 Hz、2,000 Hz の振動数の音に対して、それぞれ透過損失 25 dB、40 dB、50 dB 以上の遮音性能としなければならない。

[No. 5] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

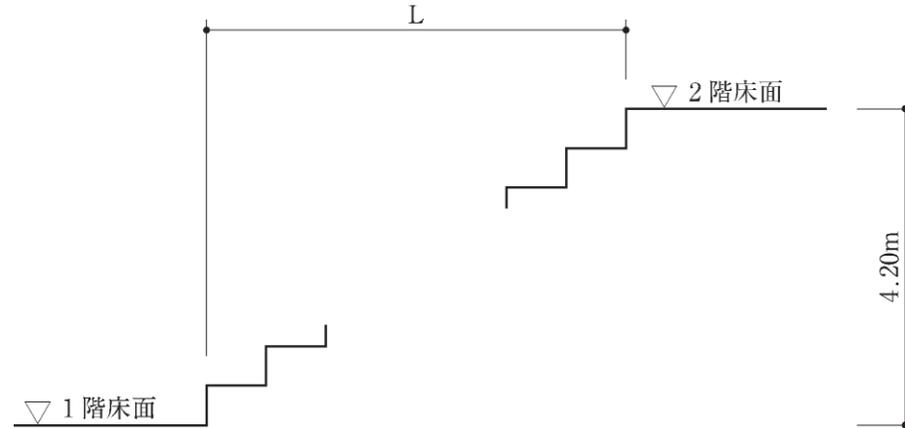
1. 集会場における客用の階段に代わる高さ 1.5 m、勾配 1/15 の傾斜路で、その幅が 4 mのものには、中間に手すりを設けなくてもよい。

2. 有料老人ホームにおける床面積 50 m² の入所者用娯楽室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、5 m² 以上としなければならない。

3. 共同住宅の天井の全部が強化天井であり、かつ、天井の構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合には、当該共同住宅の各戸の界壁(準耐火構造であるもの)は、小屋裏又は天井裏に達しなくてもよい。

4. 最下階の居室の床が木造である場合における外壁の床下部分には、原則として、壁の長さ 5 m 以下ごとに、面積 300 cm² 以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をしなければならない。

[No. 5] 地上2階建ての事務所(2階の居室の床面積の合計が300 m²)に屋内階段(直階段)を設ける場合、図のLの値として、建築基準法に適合する最小のものは、次のうちどれか。 1. 4.80 m 2. 5.76 m 3. 6.00 m 4. 6.24 m



[No. 5] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 劇場における昇降機機械室用階段の蹴上げの寸法は、23 cmとすることができる。
2. 集会場における客用の階段及びその踊場に、高さ 85 cmの手すりが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すりの幅が 10 cmを限度として、ないものとみなして算定する。
3. 石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が 1,200 m² のものを増築して延べ面積 1,500 m² とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、石綿が添加された建築材料を被覆すること等の措置が必要となる。
4. 近隣商業地域内の住宅(縁側を有しないもの)の開口部である天窗の採光補正係数は、開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 4 m以上であり、かつ、採光関係比率に 10 を乗じた 数値から 1.0 を減じて得た算定値が 1.0 未満となる場合においては、1.0 とする。

〔No. 5〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準工業地域内の有料老人ホームの居室(天窗を有しないもの)で、外側にぬれ縁ではない幅1mの縁側を有する開口部(道に面しないもの)の採光補正係数は、水平距離が6mであり、かつ、採光関係比率が0.24である場合においては、0.7とする。
2. 集会場の用途に供する床面積400m²の居室に、換気に有効な部分の面積が20m²の窓を設けた場合においては、換気設備を設けなくてもよい。
3. 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,600 m²のものにおける客用の階段で、その高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに踊場を設けなければならない。
4. 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さを2.1m以上としなければならない。

〔No. 5〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、原則として、当該材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積については、当該居室の床面積を超えないようにしなければならない。
2. 住宅の居室で地階に設けるものは、所定の基準によりからぼりに面する一定の開口部を設けた場合、壁及び床の防湿の措置等衛生のための換気設備は設けなくてもよい。
3. 中学校における床面積 70m²の教室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、14m²以上としなければならない。
4. 集会場における客用の階段に代わる高さ 1.5m、勾配 1/8 の傾斜路で、その幅が 3mの場合においては、中間に手すりを設けなければならない。